



# 山形県公報

令和2年3月31日(火)

号 外 (6)

## 目 次

### 条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

### この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第32号) (税政課)

1 県民税

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置を令和5年3月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)

2 法人の事業税

(1) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業等(以下「小売電気事業等」という。)及び同項第14号に規定する発電事業等(以下「発電事業等」という。)について、資本金1億円超の法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、資本金1億円超の法人以外の法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額により、それぞれ課することとした。(改正後の第49条第1項第3号関係)

(2) 課税標準は、次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする事とした。(第52条第1項関係)

- イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- ロ 資本割 各事業年度の資本金等の額
- ハ 所得割 各事業年度の所得
- ニ 収入割 各事業年度の収入金額

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする事とした。(改正後の第54条第3項関係)

- イ 資本金1億円超の法人 次に掲げる金額の合計額
  - (イ) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
  - (ロ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
  - (ハ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- ロ 資本金1億円超の法人以外の法人 次に掲げる金額の合計額
  - (イ) 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
  - (ロ) 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

3 不動産取得税

次に掲げる特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び附則第13条の9第1項関係)

(1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6

月)を経過した日に緩和する特例措置

- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
- (3) 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

#### 4 県たばこ税

卸売販売事業者等が、次に掲げる場合に該当するときは、課税免除することとした。（改正後の第86条の2第2項及び第3項関係）

- (1) 地方税法第74条の6第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、申告書に免除の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、同条第2項に規定する書類を保存している場合
- (2) 地方税法第74条の6第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、同条第3項に規定する書類を知事に提出している場合

#### 5 軽油引取税

木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置を適用しないこととした。（附則第15条の2の3第1項第5号関係）

- 6 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

# 条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第32号

### 山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「次号」を「次号及び第3号」に改め、同号口中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」を「電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
- ロ 第1号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第49条の2第6項の表中「第3項第1号」を「第4項第1号」に、「第3項第3号」を「第4項

第3号」に、

第54条第3項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
---------	-----	--

を

第54条第3項第1号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額）
第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

に改める。

第52条第1項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第54条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」を「電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第49条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
- ハ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- (2) 第49条第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第86条の2中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第74条の6第2項」を「、法第74条の6第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、同条第3項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、法第74条の6第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、法第74条の10第1項又は第3項の規定による申告書に前項（法第74条の6第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法第74条の6第2項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

附則第9条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第10条の2第2項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第12号から第14号まで」を「第31条の2第2項第13号及び第14号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改め、同条第6項及び第7項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

附則第13条の3中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第13条の4第2項中「及び加算税」を「、利子税及び加算税」に、「課される」を「利子税並びに課される」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第13条の8及び第13条の9第1項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第15条の2の3第1項第5号中「又は装置」を削る。

附則第15条の3第1項中「に限る」を「以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く」に改め、同項の表中

(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	29,200	を
	小型自動車に属するもの	20,900	
	総排気量が1リットル以下のもの	27,100	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900	

	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		53,300
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		61,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		70,300
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		80,900
	総排気量が6リットルを超えるもの		102,100

(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	29,200	に
	小型自動車に属するもの	20,900	

改める。

附則第15条の3の2第1項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

総排気量が6リットルを超えるもの	111,000	を
------------------	---------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000	
特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	に
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400	
総排気量が6リットルを超えるもの	88,800		

く。)

改め、同条第2項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600	を
--	------------------	---------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600	に
特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	27,100	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900	
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100	

改め、同条第3項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000	を
--	------------------	--------	---

	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000
特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	6,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,000

機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	10,500	に
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	12,000	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	13,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	18,000	
	総排気量が6リットルを超えるもの	22,500	

改め、同条第4項中「の乗用車」を「の乗用車及び特種用途車のうちキャンピングカー」に改め、同項の表中

総排気量が6リットルを超えるもの	55,500	を
------------------	--------	---

特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500	に
	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	12,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	14,000	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	16,000	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	18,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	20,500	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	23,500	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	27,000	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	31,000	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	35,500	
総排気量が6リットルを超えるもの	44,500		

改める。

附則第21条の3第2項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。